第六十八条の二第五項	第三十三条第四項	第三十三条第四項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	、同項に	、法第三十三条第四項に
	同項の	同項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の
	同項に規定する事実が生じた日	法第三十三条第四項に規定する事実が生じた日又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実が生じた日
第百十二条第十二項	損金算入）	損金算入）（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第百十二条第十二項第一号ロ	第五十九条第二項	第五十九条第二項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。ロ及びハにおいて同じ。）
	同項第三号	法第五十九条第二項第三号
第百十三条の二第五項第二号	又は第百十七条各号	若しくは第百十七条各号
	掲げる事実	掲げる事実又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実
第百十七条	債権とする	債権又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実の発生前の原因に基づいて生じた債権とする
第百十九条の三第二項	又は第三十三条第四項に	若しくは第三十三条第四項に
	生じた日の属する	生じた日又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が生じた日の属する
	第二十五条第三項の規定により同項	第二十五条第三項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法第二十五条第三項
	第三十三条第四項の規定により同項	第三十三条第四項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法第三十三条第四項
	当該事実	これらの事実
	第二十五条第三項の規定により当該	第二十五条第三項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該
	第三十三条第四項の規定により当該	第三十三条第四項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該

第百十九条の四第二項	又は事実が	若しくは事実又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が
第百二十二条の二	又は法	若しくは法
	事実が	事実又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が
第百二十三条の八第四項第四号	政令で定める事実	政令で定める事実及び震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実
	当該事実	これらの事実
	その債務者	これらの事実に係る債務者

3　法第十七条第一項の規定により法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における同法第二十五条第五項、第三十三条第七項及び第五十九条第四項に規定する書類に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第十七条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条中「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条を第十七条の二の三とする。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二　法第十七条の二の二第一項に規定する政令で定める期間は、同項の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第十七条の二の二第一項に規定する提出企業立地促進計画（次号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同項に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域　当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間

二　提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域　法第十七条の二の二第一項に規定する提出のあった日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

2　法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百三十九条の十の規定の適用については、同条中「特別控除」の規定」とあるのは「特別控除」若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第四十二条の十三第一項後段」とあるのは「同法第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項後段」とする。